

# 建設工事事後審査型一般競争入札 入札心得

下 諏 訪 町

(趣旨)

第1条 下諏訪町が執行する事後審査型一般競争入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)は、入札公告、別に備える設計図書、建設工事請負契約書(案)、この入札心得及び現場等を熟覧し、承諾した上で入札しなければならない。

(入札保証金の納付)

第2条 入札保証金の納付は免除する。ただし、第1順位の落札候補者(以下「第1候補者」という。)として決定された者が入札参加資格確認書類を提出しなかったとき、落札者又は随意契約による契約の相手方(以下「落札者等」という。)として決定された者が契約を締結しなかったとき又は下諏訪町低入札価格調査に関する事務処理要領(以下「要領」という。)第7条第2項第2号イに規定する低入札価格調査の対象者(以下「調査対象者」という。)が指定された書類を提出しなかったときは、見積もった総額(消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。))を含む金額)の100分の5に相当する金額を納付しなければならない。

(入札の方法)

第3条 入札参加者は、別に定める入札書に所要事項を記入し、押印のうえ、これを入札日時までに入札場所に差し出さなければならない。

- 2 この入札は、工事の総額について見積もらなければならない。ただし、入札書に記入する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を記入し、かつ、入札に付す事項ごとに作成しなければならない。
- 3 入札参加者が代理人をして入札させるときは、入札執行時に委任状を提出して確認を受けなければならない。
- 4 入札参加者又は代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 5 一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回することはできない。

(公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札金額又は入札意思についていかなる協定も行わず、独自に入札金額を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者等の決定前に、他の入札参加者に対して入札金額を意図的に開示してはならない。

(工事費内訳書の提出)

第5条 入札参加者は、当初の入札時に工事費内訳書を提出しなければならない。

- 2 前項の工事費内訳書は、設計図書(いわゆる金抜き設計書)の積算体系及び項目により作成するものとする。
- 3 工事費内訳書の積算価格(以下「内訳書価格」という。)の値引きは認めないものとする。
- 4 前項の内訳書価格と入札書の入札金額(以下「入札価格」という。)は原則として一致しなければならない。ただし、内訳書価格の1万円未満の端数を処理した金額を記入した入札書は、有効として扱うものとする。

(設計図書等に対する質問、回答)

第6条 入札公告に示す期間及び場所において、設計図書等に対する質問を文書で受け付け、当該質問に対する回答を下諏訪町公式ホームページに掲載するものとする。なお、質問者への直接の回答は行わないものとする。

(入札の辞退)

第7条 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前であつては、入札辞退届を直接持参又は郵送等（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

(2) 入札執行中であつては、入札金額欄に「辞退」と記入した入札書を、入札場所に差し出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(入札の取りやめ等)

第8条 入札参加者が協定し、又は不穏な行動をなす等により入札が公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

2 入札公告、設計図書等に不備があり、入札参加者の公正な入札が行われないと認められるときは、入札公告で示す入札手続等を取りやめることがある。

(開札)

第9条 開札は、入札場所において、入札終了後直ちに、入札参加者立会いにより行うものとする。

2 入札参加者が立ち会わないときは、これに代わって当該入札に関係のない職員が立ち会うものとする。

(落札候補者の決定)

第10条 入札した者のうち、予定価格の制限の範囲内で入札した者を落札候補者とし、第1候補者名及び当該候補者の入札価格を読み上げ、落札を保留するものとする。

2 第2順位以降の落札候補者のうち、同じ価格をもって入札した落札候補者が2人以上となるときは、必要に応じ、直ちに当該落札候補者にくじを引かせて順位を決定するものとする。

3 前項の場合において、当該落札候補者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって当該入札に関係のない職員にくじを引かせて順位を決定するものとする。

(再度入札)

第11条 開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

2 再度の入札は、1回を限度とする。

3 再度の入札に参加できる者は、現に開札場所にとどまっている当初の入札に参加した者とする。ただし、次の各号に掲げる者は参加できないものとする。

(1) 当初の入札において辞退した者

(2) 当初の入札において第15条及び第16条の規定により無効とされた入札書で入札した者

(落札候補者が決定しない場合)

第12条 前条の規定により再度の入札を行った場合において落札候補者が決定されないときは、再度の入札において最低の価格で入札した者と随意契約するための見積書の徴収を、2回を限度に行うものとする。

(入札参加資格確認書類の提出)

第13条 第1候補者は、第1候補者となった日から2日以内（開庁日を除く。）に、入札参加資格確認書類（以下「確認書類」という。）を提出しなければならない。

(落札者及び落札価格の決定)

- 第14条 第1候補者から提出された確認書類を審査し、入札参加資格を満たしているときは当該第1候補者を落札者等と決定するものとする。ただし、当該第1候補者が要領に規定する調査対象者のときは、要領第12条に規定する審議において当該第1候補者と契約することが適当であると認められた場合に限るものとする。
- 2 第1候補者が、入札参加資格を満たしていないときは、予定価格の制限の範囲内で入札した次順位の落札候補者を第1候補者とし確認書類の提出を求め、順次審査を行い、落札者等を決定するものとする。
- 3 落札の決定に当たっては、入札価格に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。

(入札書の無効)

第15条 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格がない者の入札した入札書
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札書
- (3) 記名、押印のない入札書
- (4) 金額を訂正し、訂正印のない入札書
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
- (6) 明らかに協定によると認められる入札書
- (7) 同一人が入札した2通以上の入札書

(入札書の無効(失格))

第16条 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とし、入札経過書には「無効(失格)」と記載するものとする。

- (1) 第5条の規定に違反して入札した入札書
- (2) 重大な不備があると認められる工事費内訳書を提出した者が入札した入札書
- (3) 失格基準価格未満の金額を記入した入札書
- (4) 低入札価格調査において失格となった者が入札した入札書
- (5) 第1候補者となった日から2日以内（閉庁日を除く。）に確認書類を提出しない者が入札した入札書
- (6) 虚偽の確認書類を提出した者が入札した入札書
- (7) 入札公告に示す入札参加資格を満たさない者がした入札の入札書
- (8) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反して入札した入札書

(金銭的な契約保証)

第17条 落札者等は、町長が契約の保証として金銭的保証を求めた場合においては、契約の締結と同時に、次に掲げる保証のいずれかを付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
  - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
  - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、町長が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証
  - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
  - (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金の10分の1以上としなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、これを納めないことができる。
- (1) 契約金額が50万円未満であり、落札者等が契約を確実に履行するものと認められるとき。

- (2) 契約金額が50万円以上500万円未満の工事で、落札者等が過去2年間に町、国又は地方公共団体と、種類及び規模を同じくする契約を2回以上誠実に履行した実績を有するもので、かつ、その者が当該契約を確実に履行するものと認められるとき。
- 3 第1項の規定により、落札者等が同項第2号、第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保として行われたものとし、同項第4号、第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 契約者が契約を履行しないときは、契約金額の10分の1に相当する金額を違約金として納付しなければならない。

#### (役務的な契約保証)

- 第18条 落札者等は、町長が契約の保証として役務的保証を求めた場合においては、契約の締結と同時に、この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証（かし担保特約を付したものに限る。）を付さなければならない。
- 2 前項の場合において、保証金額は、請負代金額の10分の3以上としなければならない。
- 3 請負代金の変更があった場合には、保証金額が変更後の請負代金額の10分の3に達するまで、町長は、保証金額の増額を請求することができ、契約者は、保証金額の減額を請求することができる。

#### (契約の締結)

- 第19条 落札者等は、落札決定後5日以内に契約を締結しなければならない。ただし、予定価格が5,000万円以上の工事については、仮契約とする。
- 2 前項ただし書きの工事については、下諏訪町議会の議決を得た後に本契約が締結されたものとみなす。
- 3 契約に要する経費は、落札者等の負担とする。

#### (工事の着手)

- 第20条 契約者は、契約（本契約）締結後10日以内に、工事に着手しなければならない。

#### (技術者の配置等)

- 第21条 契約者は、建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する技術者又は別に定める要件を満たす技術者を配置しなければならない。

#### (下請負人の使用)

- 第22条 契約者は、契約した工事において下請負人を使用又は変更するときは、契約金額にかかわらず、その下請の状況を文書で報告しなければならない。
- 2 契約者は、契約した工事の入札に参加した者を下請負人として使用してはならない。

#### (異議の申立)

- 第23条 入札参加者は、入札後、この心得、設計図書、契約書（案）及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

#### (備考)

工事等に要する材料の購入及び物品購入の場合にもこれに準ずる。